

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事	平成29年6月23日
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 亀岡市安町野々神8番地	報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 亀岡市役所 亀岡市長 桂川 孝裕

主たる業種	市町村機関		細分類番号	9	8	2	1
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	市の事務事業から排出される温室効果ガス排出量を平成32年度までに平成26年度比で9%削減する。						
計画を推進するための体制	市長を温暖化対策総括者、副市長を温暖化対策副総括者とし、副市長を委員長とする温暖化対策管理委員会において、環境マネジメントシステムの進行管理を行っている。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (23~25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	24,152.1 トン	23,193.9 トン	21,753.7 トン	21,980.3 トン	-7.6	パーセント
	評価の対象となる排出の量	26,858.2 トン	23,193.9 トン	21,753.7 トン	12,118.3 トン	-29.2	パーセント
	実績に対する自己評価	プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集開始に伴う廃プラスチック類の焼却量の減少等により、温室効果ガス排出量を削減することができた。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	事務所	事業活動に伴う排出の量 (施設数)	268.58	231.94	217.54	219.80	-16.94 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	プラスチック製容器包装及びペットボトルの分別収集開始に伴う廃プラスチック類の焼却量の減少、夏冬の節電による効果等により、温室効果ガス排出量を削減することができた。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		28.0 セント	28.0 セント	38.0 セント	38.0 セント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	機器の適正運転管理に努めた。					
	(27)年度	機器の適正運転管理に努めた。					
	(28)年度	機器の適正運転管理に努めた。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	毎月2回、エコ通勤デーとして自動車の使用を控えている。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	定期的に実施することにより取組が浸透し、職員の協力が得られ、計画通りの実施が図れた。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	ゴーヤの苗を保育所、幼稚園、小学校、中学校、介護施設へ配布し、みどりのカーテン事業を実施している。						
特記事項	第一計画期間の超過削減量を、第二計画期間の温室効果ガス排出量から次のとおり差し引く。						
	超過削減量	第1年度	第2年度	第3年度			
	9,862.0 トン	トン	トン	トン	9,862.0 トン		
第一計画期間の超過削減量 (9,862t-CO2) を平成28年度の排出量から差し引いて記載。							

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。